

意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

意見の項目	意見の内容	認定庁の見解
収用手続きについて	土地については兵庫県住宅供給公社(以下公社という。)との間に譲渡の合意がなされていることから、土地収用法第2条の要件を満たさず、日本国憲法第29条第3項に違反し、財産権を違法に侵害するものである。	現に所有権が起業者に移転していない以上、土地収用法第2条の要件を満たすものと判断している。
	土地を収用されると公社との確認書の義務を履行できなくなる。	事業認定を行うに当たって考慮する事項ではない。
用地交渉について	交渉において説明が不十分である。	起業者は土地収用法第15条の14の規定に基づく説明会を行っており、土地収用法の要件は具備しているものと判断している。
	公社との間に、土地を分譲住宅用地として公社に売るという確認書を交わしているが、その後社会状況等の変化によって事業が変更され、買収が止まってしまった。 そのような経緯があり、任意による買収ができるのに、収用することであるが、今後交渉はどのように進めるつもりか。 任意の交渉を努力してほしい。	事業認定を行うに当たって考慮する事項ではない。

※ なお、公聴会におけるその他の意見や質疑(「公聴会における意見及び答弁の要旨」参照)については、事業認定を行うに当たって考慮する事項ではないと判断している。